

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2017. 10 VOL.19



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2017.10 VOL.19)

I 平成29年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について……	1
II 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正について……	3
III 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について…	10
IV 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況……	23
2 店頭商品CFD取引の状況……	24
3 平成29年度上半期の相談状況及び苦情・紛争処理状況……	26
4 登録外務員数の推移……	28
5 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧……	29
6 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧……	29
7 国内商品市場取引に関する統計・資料等について……	30

I. 平成29年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

本会が、平成27年11月25日制定（平成28年7月1日施行）の規則に基づいて行っております内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について、以下のとおりまとめました。

1. 内部管理責任者等資格研修（資格研修）

内部管理責任者等資格研修（資格研修）は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「本規則」という。）に基づき、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、同研修がその資格を付与するものとして位置付け、実践的な知識の習得を目的としています。

平成29年度の資格研修は、8月度を8月28日に東京地区において、9月度を9月2日に大阪地区において下記の内容等により計2回開催し、会員等18社40名が受講しました。

平成29年度 内部管理責任者等資格研修開催日程一覧

	開催日	地区	開催会場	受講社数／受講者数
1	8月28日（月）	東京①	㈱東京商品取引所セミナールーム	15社／28名
2	9月2日（土）	大阪①	大阪堂島商品取引所6階大会議室	8社／12名
3	11月18日（土）	東京②	㈱東京商品取引所セミナールーム	
4	2月20日（火）	東京③	㈱東京商品取引所セミナールーム	
2地区4回開催予定				18社／40名

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

内部管理責任者等資格研修の内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（5分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について（40分）	事務局（研修登録担当）
第二部 内部統制システムの検証及び改善について（90分）	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸淳一郎 氏
効果測定／レポート作成（30分）	事務局

2. 内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）

内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）は、本規則第13条第1項に基づき、事業年度ごとに内部管理総括責任者に対して受講が義務付けられており、その目的は、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスク・マネジメントを含めた実践的な知識の習得としています。

また、同研修は、本規則第 13 条第 2 項に規定する会員の内部管理責任者及び営業責任者が、同条第 1 項に規定する社内研修の受講に代えて同研修を受講することができることとしています。

平成 29 年度の総括責任者等研修は、下記の内容等により第 1 回を 9 月 20 日に開催し、内部管理総括責任者 32 名（うち代理出席 5 名）、本規則第 13 条第 2 項に規定する会員の内部管理責任者及び営業責任者 12 社 25 名が受講しました。

なお、第 2 回は 11 月 11 日（土）に開催を予定しており、受講対象者は 9 月又は 11 月開催のいずれかの研修を受講することが義務付けられております。

平成 29 年度 内部管理総括責任者等研修

	開催日	地区	開催会場
1	9 月 20 日（水）	東 京①	㈱東京商品取引所セミナールーム
2	11 月 11 日（土）	東 京②	㈱東京商品取引所セミナールーム
1 地区 2 回開催予定			

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

内部管理総括責任者等研修の内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（5 分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理総括責任者の役割について（30 分）	事務局（研修登録担当）
第二部 金融商品トラブルの実態と内部管理総括責任者等の防止策の実践的な取組み—判例から見た実際—（90 分）	中央大学法科大学院教授・ 弁護士 升田 純 氏
「アンケート」実施（10 分）	事務局

文責：大井

Ⅱ. 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正について

主務省（農林水産省及び経済産業省）の定める「[商品先物取引業者等の監督の基本的な指針](#)」が、平成 29 年 7 月 14 日付けで改正、施行されました。

本会では、改正の趣旨、概要を以下のとおりまとめました。

また、主務省では、改正案に関する意見の募集を平成 29 年 5 月 17 日から 6 月 15 日まで行い、主務省に寄せられた意見と意見に対する主務省の考え方、新旧対照表を公表しておりますので、併せて掲載します。

1. 趣旨

平成 28 年 7 月から東京商品取引所において金地金等を対象とした現物取引（以下「取引所現物取引」という。）が開始されたことに伴い、「適合性の原則」について、取引所現物取引における商品先物取引業者（以下「商先業者」という。）の確認事項等の明確化を行うものです。

また、商先業者が自身の業務を自ら点検することを促すため、法令違反等に関する自主的な報告への対応について明確化するものです。

2. 改正の概要

(1) 取引所現物取引における確認事項等について

取引所現物取引については、約定後速やかに決済が行われ、先物取引と異なり、約定後の相場変動によって著しい損失が発生するおそれがないことから、次の点について規定するものです。

- ① 取引所現物取引においては、顧客への確認事項のうち、投資可能資金額の確認を要しないこと。
- ② 取引所現物取引においては、適合性の原則に照らし不相当と認められるおそれのある勧誘の具体例のうち、以下については該当しないこと。
 - ・投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘
 - ・デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

(2) 商品先物取引業者による自主的な報告への対応等

商先業者が自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、是正措置が講じられている場合には、任意のヒアリング等によるフォローアップを行う旨記載するほか所要の改正を行うものです。

文責：中曽根

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	Ⅱ-1-1(4) (4)	「内部管理体制の実効性が確保されている」か否かについて、どのような基準で判断し、どのような手段で確認すればよいか。	各商品先物取引業者等において、日本商品先物取引協会の「会員の内部管理責任者等に関する規則」に基づく内部管理体制を整備し、活用しているかを確認するものと考えます。
2	Ⅱ-4-6	「事故届出」とは、商品先物取引法第214条の3第3項に基づく商品先物取引法施行規則第103条の3第3項に定める報告、第103条の4に定める確認申請手続に係る届出との理解でよいか。	左記の確認申請手続については、「事故届出等」に該当致します。なお、「事故届出等」の意味を明確にするため、「商品取引事故に係る報告等」に修正します。
3	Ⅱ-4-6	Ⅱ-4-6が新設され、日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された課題に対する対応手順が示されているが、これは従来からの対応手順を確認のために明文化したものであり、今回の改正を機に(商品先物取引業者に対する行政処分が抑制される方向で)改められたものではないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
4	Ⅱ-4-6 Ⅱ-4-6-1 (3)	Ⅱ-4-6、Ⅱ-4-6-1(3)によれば、問題が生じても商品先物取引業者の自主的な報告および自主的な改善状況を把握して、その後、行政処分を行う方針が定められたように読める。もし、万が一そのような手順で問題事象に対して対処することになれば、従来、業務改善命令や業務停止命令等の行政処分が出されるべき場面で、そのような処分がなされず、自主的な解決に委ねられてしまうことが懸念される。	主務省では、従来どおり、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められる場合には、商品先物取引法(以下「法」という。)の規定に基づき適正に行政処分を行いますので、今回の改正が行政処分の抑制に繋がることはありません。
5	Ⅱ-4-6 Ⅱ-4-6-1 (3)	Ⅱ-4-6、Ⅱ-4-6-1(3)の内容が、従来に比較して行政処分が抑制され、謙抑的にすることを意味しているのであれば反対であり、新設すべきでない。また、運用において従来と変わりがないのであれば、このような明文の規定を置くことは、処分の減免措置が想定されたり、行政訴訟が提起された場合、商品先物取引業者等から、裁量権の逸脱とか比例原則違反等の根拠に濫用されかねず、余計な争点を招来することにつながるため、新設すべきでない。	御指摘の箇所は、従来からの対応手順を明文化したものであり、行政処分を抑制するものではありません。主務省としては、法の規定に基づき、適正に行政処分を行うことに変わりなく、左記のような懸念はないと考えております。

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	Ⅱ-4-6-1 (3)	商品先物取引業者等の自主的な改善を促すためという名目で、本来、業務改善命令や業務停止命令等の行政処分を出すべき場面であったものを、フォローアップに留める場合が出てくるのが強く懸念される。確かに、商品先物取引業者等に自ら法令違反等を自主的に報告することを促し、業界の自浄機能を高めることは、市場の健全化や投資家の保護等の観点から重要であるが、それによって業者に甘くなってしまう、行政処分の発出が出なくなったり、抑制されたり、遅れたりすることがないように十分に留意されたい。	主務省では、従来どおり、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められる場合には、法の規定に基づき、適正に行政処分を行います。このため、今回の改正により、本来、業務改善命令等に該当する事案について、商品先物取引業者等の自主的な解決に委ね、主務省では、自主的な改善を促すためのフォローアップに留め、行政処分を抑制したり、遅延させたりすることはいたしません。
7		「自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合」には、任意のヒアリング等によりフォローアップを行うことができることと定められているが、このような対応は、本来業務改善命令を出すべき場面であったものを、自主的な改善を促すためのフォローアップに留めることを可能にするということにならないか。	
8	Ⅱ-4-6-1 (3)	主務省の検査・監督の重要性に鑑み、従前の検査体制が削減・省力化されることがないように、また自主的な報告がなされたことを理由に商品先物取引業者等に対する行政処分の発出が抑制されることがないように、是非とも留意されたい。	御指摘の箇所は従来からの対応手順を明文化したものであり、今回の改正によって、従前の検査体制を削減したり、行政処分を抑制するようなことはありません。
9	Ⅱ-4-6-1 (3)	これまでに業者による違法勧誘が認定された判例等は多数あり、行政が監視の目を緩めれば、以前の状況にすぐにでも戻ってしまうことは想像に難くない。先物取引業者等に対する行政処分がなかなか出されなくなり、業者側に甘くなってしまわないようにすることが重要だと思う。	主務省では、引き続き、適切に検査・監督を行います。また、今回の改正によって、行政処分を抑制することはいたしません。
10	Ⅱ-4-6-1 (3)	「商品先物取引業者等が自ら法令違反等を見出し、これを自主的に主務省に報告した場合」の対応についての規定が新設されているが、何らかのインセンティブがなければ、そもそもそのような報告は期待できないのではないか。公正取引委員会によるリニエンス(課徴金減免)制度のような処分の減免措置を予定しているということではないのか。	今回の改正で、公正取引委員会の課徴金減免制度のような減免措置の導入は予定していません。なお、「監督指針Ⅱ-4-6-2(3)」において、行政処分の「軽減事由」について定めています。

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	Ⅱ-4-6-1 (3)	商品先物取引業者等が自ら法令違反等を自主的に報告した場合、一般投資家に業者の情報を開示することでコンプライアンスを促進させ、ひいては市場の健全性を維持するために、自主的な報告があったこと及びその概要につき、業務改善命令を発出した場合と同様に、何らかの形式で一般に公表することを検討されたい。	主務省では、従来、業者への注意喚起や委託者への情報提供の観点から、事案の重大性や悪質性等に鑑み、業務改善命令及び業務停止命令発出時に当該事実の公表を行っています。事業者からの自主的な報告まで一律に公表することは考えておりません。
12	Ⅱ-4-6-1 (3)	主務省の対応として想定されている「任意のヒアリング」や業者からの「書面による報告」は、営業上の機密や内部文書にあたらなから、情報公開ないし文書送付嘱託の対象となるという理解でよいか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御指摘の情報公開や文書送付嘱託については、関係法令に基づき、個別具体的にその内容に応じて適切に対応すべきものと考えられます。
13	Ⅱ-4-6-1 (3)	法令違反等を発見したことの第一報では、法令違反等の是正措置及び再発防止策まで報告することは困難ですが、その後それらを報告することも「自主的に主務省に報告した場合」に含まれるとの理解でよろしいですか。また、商品先物取引業者等自らによる改善努力を更に助長するため、どのような段階において法令違反等を発見し、主務省に報告した場合には、主務省の対応がどのように変わり得るのかをあらかじめ明示してください。更に、商品先物取引業者等において、法令違反等に該当するか否かの判断がつかないため、主務省に相談した結果、法令違反等に該当するとなった場合にも「自主的に主務省に報告した場合」に含まれるのか。	御質問の「自主的に主務省に報告した場合」とは、主務省がオンライン又はオフサイトのモニタリングを通じて法令違反事項等を把握する前に報告された場合と考えます。また、「当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合」については、個別具体的な状況を総合的に勘案して判断されるものと考えます。 なお、主務省では、従来どおり、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要であると認められる場合には、法の規定に基づき適正に行政処分を行います。
14	Ⅱ-6(1)	「平成23年12月22日付警察庁次長通達」は「平成26年8月18日付警察庁次長通達」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正します。

新	旧
目次	目次
I (略)	I (略)
I-1 (略)	I-1 (略)
I-1-1 (略)	I-1-1 (略)
I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方	I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 効率的・効果的な監督事務の確保	(4) 効率的・効果的な監督事務の確保
主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。	主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。
更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。	更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。
(5) <u>自主規制機関等との連携</u>	また、 <u>市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者と監督上の連携を密接に行う必要がある。</u>
市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者の <u>自主規制機能の発揮を促すとともに、商品先物取引業者等を監督する上で必要な情報交換を行い、商品先物取引業者等に対する信頼確保に向けた密接な連携を図る。</u>	
II (略)	II (略)
II-1 (略)	II-1 (略)
II-1-1 経営管理	II-1-1 経営管理
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 内部監査部門	(4) 内部監査部門
①～③ (略)	①～③ (略)
④ <u>内部監査部門は、日商協の「会員の内部管理責任者等に関する規則」を活用する等により内部管理責任者が適切に配置され、社内で内部管理体制の実効性が確保されていることを確認しているか。</u>	(新設)
⑤ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。	④ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
⑥ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。	⑤ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。
(5) (略)	(5) (略)
II-1-2 (略)	II-1-2 (略)
II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成	II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の3第7項及び第32条の1第1項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の2第7項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
(5) (略)	(5) (略)
II-4 (略)	II-4 (略)
II-4-1 (略)	II-4-1 (略)

II-4-2 適合性の原則

(1)～(3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか(法第2条第10項第1号ニの規定に基づいて行われる金地金等を対象とした現物取引(以下「取引所現物取引」という。)についてはgに関する情報収集を省略することができるものとする。)

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引(取引所現物取引を除く。以下(4)において同じ。)の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求めるときは、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなってい

ないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられる(取引所現物取引においてはf及びgを除く。)

a 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

b 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

c 破産者で復権を得ない者に対する勧誘

d 商品デリバティブ取引及び取引所現物取引をするための借入れを勧めての勧誘

e 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

f 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

II-4-2 適合性の原則

(1)～(3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか。

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求めるときは、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を説

明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられる。

・未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

・破産者で復権を得ない者に対する勧誘

・商品デリバティブ取引をするための借入れを勧めての勧誘

・損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

・取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

・規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている

g 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている
 勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
 90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）
 を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日
 から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等
 の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する
 投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達すること
 となる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
 るおそれのある勧誘であると考えられる（取引所現物取引におい
 てはc及びeを除く。）。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則
 に照らして、不適当と認められるものではなく、ハに記載する「業
 者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原
 則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合は
 は、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはな
 らないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側におい
 て、法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取
 引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、
 収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則
 に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程
 と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対
 応が必要である。

a 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、
 保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者
 に対する勧誘

b 一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に

勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
 90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）
 を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日
 から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等
 の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する
 投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達すること
 となる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
 るおそれのある勧誘であると考えられる。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則
 に照らして、不適当と認められるものではなく、ハに記載する「業
 者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原
 則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合は
 は、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはな
 らないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側におい
 て、法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取
 引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、
 収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則
 に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程
 と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対
 応が必要である。

・給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、
 保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者
 に対する勧誘

・一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に
 に対する勧誘

に対する勧誘

c 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に
 係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える
 損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行
 為を含む。）

d 高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

e デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

(略)

II-4-3 (略)

II-4-3-1~9 (略)

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

日常の監督事務や、商品取引事故に係る報告等を通じて把握された課題
 については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第231
 条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品先物取引業者等
 における自主的な改善状況を把握することとする。また、商品市場にお
 ける秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められ
 るときには、法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を发出する
 等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認め
 られる等々ときには、同条第2項の規定に基づく業務停止命令等の发出を
 含め、必要な対応を検討するものとする。

・投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に
 係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える
 損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行
 為を含む。）

・高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

・デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

(略)

II-4-3 (略)

II-4-3-1~9 (略)

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

(新設)

<p>II-4-6-1 検査結果等への対応</p> <p>(1)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>商品先物取引業者等による自主的な報告への対応</u> (新設)</p> <p><u>商品先物取引業者等が、自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合には、主務省は、引き続き任意のヒアリング及び書面による報告等により、是正措置等に関するフォローアップを行うことができることとする。</u></p> <p>II-6 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)政府指針</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 反社会的勢力のとりえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成26年8月18日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>II-4-6-1 検査結果等への対応</p> <p>(1)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-6 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)政府指針</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 反社会的勢力のとりえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(7) 許可審査の項目</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ. ～ロ. (略)</p> <p>ニ. 暴対法の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(7) 許可審査の項目</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ. ～ロ. (略)</p> <p>ニ. 暴対法の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p>

Ⅲ. 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について

主務省（農林水産省及び経済産業省）では、毎年、商品先物取引に関する委託者等の実態調査を行い、報告書を公表しております。

本会では、その実態調査の報告書をもとに以下の概要等をまとめ、さらに主要な項目について5年間分のデータを表にし分析を行いました。

【概 要】

平成16年の改正商品取引所法の国会審議において、4月14日付けの衆議院経済産業委員会の附帯決議で「商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。」とされました。

これを受け、主務省では、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が重要であるとの考えから、アンケート調査を通じて個人委託者を対象とした商品取引の実態を調査・分析することとし、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上に資するため、その参考資料とするべく平成18年度から「商品先物取引に関する実態調査」を開始しました。

平成23年度からは、平成23年1月1日に施行された商品先物取引法を踏まえて、国内商品市場取引に関しては不招請勧誘規制の対象である通常取引と対象外である損失限定取引の委託者に加え、外国商品市場取引の委託者と店頭商品デリバティブ取引の相手方を対象として調査が行われています。

上記の調査は平成28年度調査で11回目となりますが、この会報では調査項目のうち、主な項目を直近5年間分取りまとめました。ただし、注文方法別の調査は平成25年から行われているため、平成25年から28年の4年間分となります。

平成18年度から平成28年度までの11回分の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」については、下記の主務省のホームページに掲載されております。

○農林水産省ホームページの「商品先物取引関係資料」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について(毎年1回公表)」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/cftdata.html#research>

○経済産業省ホームページの「調査・統計」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

【調査対象の顧客数及び業者数等】

	顧 客			業 者	
	調査対象	回収結果	有効回答率	調査対象	回収結果
平成 24 年度	7,577 人	1,506 人	19.9%	57 社	57 社(注)
平成 25 年度	9,783 人	2,099 人	21.5%	55 社	55 社(注)
平成 26 年度	9,741 人	1,815 人	18.6%	50 社	50 社(注)
平成 27 年度	10,800 人	1,977 人	18.3%	47 社	47 社(注)
平成 28 年度	10,442 人	2,445 人	23.4%	45 社	45 社(注)

(注) 平成 24 年度は、57 社中 2 社が業務休止等との回答である。

平成 25 年度は、55 社中 3 社が取引廃止との回答である。

平成 26 年度は、50 社中 3 社が取引なしとの回答である。

平成 27 年度は、47 社中 3 社が取引なしとの回答である。

平成 28 年度は、45 社中 3 社が取引なしとの回答である。

【平成 28 年度の調査項目別の調査対象数及び回答状況】

1. 調査対象者の抽出方法

平成 28 年 12 月 1 日時点において口座を開設し、平成 28 年中（平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 1 日までの間）に商品先物取引を行った委託者等のうち、個人を対象として以下の条件で調査対象者を抽出しています。

- ① 国内商品市場取引（損失限定取引）：全委託者
- ② 外国商品市場取引：全委託者（①を除く）
- ③ 店頭商品デリバティブ取引：コード番号の下一桁が「8」、「9」の者（①、②を除く）
- ④ 国内商品市場取引（通常取引）：コード番号の下一桁が「0」、「1」、「2」、「3」の者（①から③を除く）

2. 調査の時期

委託者アンケート：平成 29 年 1 月 5 日～同年 1 月 23 日

調 査 項 目	調査対象数	有効回答数	回答率
国内商品市場取引（通常取引）	6,814 人	1,914 人	28.1%
国内商品市場取引（損失限定取引）	685 人	168 人	24.5%
外国商品市場取引	185 人	37 人	20.0%
店頭商品デリバティブ取引	2,758 人	326 人	11.8%

【委託者調査の結果（主な項目を抜粋）】

- (1) 年 齢 （※平成 28 年度「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」報告書での該当ページは次のとおりです。国内商品市場取引（通常取引）は P.11、国内商品市場取引（損失限定取引）は P.67、外国商品市場取引は P.89、店頭商品デリバティブ取引は P.111。以下同じように「通常」、「損失」、「外国」、「店頭」とした上でページ数を表記しています。）

①国内商品市場取引（通常取引） (単位：%)

	29 歳以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	不 明
平成 24 年	0.4	4.6	13.6	23.0	34.6	12.7	4.3	6.7
平成 25 年	0.4	4.8	13.6	22.5	31.9	18.5	3.8	4.4
平成 26 年	0.3	5.1	16.1	21.5	32.4	19.1	3.6	2.0
平成 27 年	0.4	3.9	12.9	23.7	33.2	19.8	4.2	1.8
平成 28 年	0.2	2.9	12.6	24.1	35.4	19.4	4.5	0.9

②国内商品市場取引（損失限定取引）

平成 24 年	1.6	12.5	12.0	22.9	36.5	9.4	0.5	4.7
平成 25 年	0.6	9.6	19.2	24.3	35.6	10.2	0.0	0.6
平成 26 年	3.0	9.0	20.3	25.6	36.1	6.0	0.0	0.0
平成 27 年	0.0	13.7	25.8	19.4	36.3	4.8	0.0	0.0
平成 28 年	0.6	6.9	25.6	25.0	33.3	6.0	0.0	3.6

③外国商品市場取引

平成 24 年	0.0	12.5	37.5	20.8	25.0	0.0	0.0	4.2
平成 25 年	3.6	7.1	32.1	35.7	14.3	0.0	0.0	7.1
平成 26 年	3.0	15.2	33.3	33.3	3.0	6.1	3.0	3.0
平成 27 年	0.0	20.8	20.8	16.7	12.5	8.3	0.0	20.8
平成 28 年	0.0	16.2	29.7	37.8	16.2	0.0	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	8.8	28.6	24.5	19.3	10.8	1.9	0.0	6.1
平成 25 年	10.6	28.1	27.5	18.3	13.0	1.3	0.2	0.9
平成 26 年	6.4	22.7	30.2	21.7	13.1	4.1	0.2	1.7
平成 27 年	9.8	25.7	30.2	20.0	10.9	2.4	0.0	1.1
平成 28 年	5.8	23.6	34.4	20.6	14.1	1.5	0.0	0.0

- 国内商品市場取引（通常取引）は「60 歳代」が最も多く、「50 歳代」を合わせた年代が主力となっている。
- 国内商品市場取引（損失限定取引）でも「60 歳代」が最も多く「40 歳代」と「50 歳代」を合わせた年代が主力となっている。
- 外国商品市場取引は「40 歳代」と「50 歳代」が主力となっている。
- 店頭商品デリバティブ取引は「40 歳代」が最も多く、「30 歳代」と「50 歳代」を合わせた年代が主力となっている。

(2) 年 収 (通常 P.12、損失 P.68、外国 P.90、店頭 P.112)

①国内商品市場取引(通常取引)

(単位:%)

	300万 円未満	500万 円未満	700万 円未満	800万 円未満	1千万 円未満	2千万 円未満	3千万 円未満	3千万 円以上	不 明
平成 24 年	22.3	25.6	18.3	13.7		9.9	0.6	1.1	8.4
平成 25 年	23.2	24.3	16.0	15.4		11.1	1.6	1.3	7.0
平成 26 年	22.6	25.6	16.3	14.5		11.3	3.5	1.6	4.6
平成 27 年	23.7	27.7	15.2	6.1	10.7	9.1	2.0	1.8	3.9
平成 28 年	25.3	25.9	15.2	6.0	10.1	11.3	2.4	1.1	2.7

②国内商品市場取引(損失限定取引)

平成 24 年	14.1	19.8	20.3	17.2		17.7	3.1	1.6	6.3
平成 25 年	16.9	25.4	22.0	22.0		10.2	1.1	1.1	1.1
平成 26 年	15.0	26.3	19.5	21.8		12.0	3.0	1.5	0.8
平成 27 年	10.5	21.0	20.2	13.7	12.9	16.1	2.4	2.4	0.8
平成 28 年	18.5	20.2	12.5	10.1	12.5	14.3	1.8	1.8	8.3

③外国商品市場取引

平成 24 年	16.7	25.0	33.3	16.7		0.0	0.0	4.2	4.2
平成 25 年	10.7	25.0	25.0	10.7		7.1	7.1	7.1	7.1
平成 26 年	21.2	24.2	12.1	12.1		18.2	3.0	6.1	3.0
平成 27 年	8.3	25.0	12.5	8.3	0.0	12.5	8.3	4.2	20.8
平成 28 年	5.4	21.6	21.6	5.4	21.6	18.9	5.4	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	29.9	26.2	16.2	11.2		7.4	0.8	0.5	7.6
平成 25 年	27.0	27.3	20.9	13.4		7.2	2.0	0.7	1.5
平成 26 年	29.8	27.3	16.2	12.0		7.7	2.4	1.3	3.3
平成 27 年	23.7	30.2	20.7	6.1	6.5	7.6	2.0	1.1	2.2
平成 28 年	20.6	25.2	22.4	6.1	11.3	9.2	3.1	1.2	0.9

(注) 平成 27 年の調査で「700 万円以上 1 千万円未満」が「700 万円以上 800 万円未満」と「800 万円以上 1 千万円未満」に細分化されました。

- 国内商品市場取引(通常取引)、国内商品市場取引(損失限定取引)、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引のいずれも、「300 万円以上 500 万円未満」を中心に 700 万円未満が過半を占めている。

(3) 商品先物取引の経験期間（累積）（通常 P.18、損失 P.73、外国 P.94、店頭 P.118）

①国内商品市場取引（通常取引）（単位：％）

	1か月未満	3か月未満	6か月未満	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明
平成24年	0.3	1.7	3.0	6.2	14.4	15.7	28.8	29.8	0.1
平成25年	0.5	1.6	4.2	5.0	13.6	13.8	26.4	34.8	0.1
平成26年	0.2	1.2	2.4	4.3	12.7	14.6	27.3	37.1	0.3
平成27年	0.1	1.7	2.2	4.8	12.7	12.5	24.3	41.4	0.3
平成28年	0.3	1.4	2.2	5.8	13.4	13.0	21.4	42.4	0.2

②国内商品市場取引（損失限定取引）

平成24年	4.2	19.3	26.6	24.0	14.6	4.7	4.2	2.6	0.0
平成25年	2.3	16.9	15.8	25.4	26.6	6.8	2.3	3.4	0.6
平成26年	2.3	20.3	15.0	22.6	26.3	4.5	5.3	3.0	0.8
平成27年	4.0	22.6	13.7	18.5	29.8	6.5	2.4	1.6	0.8
平成28年	4.8	23.8	22.6	19.0	20.2	7.1	1.2	1.2	0.0

③外国商品市場取引

平成24年	0.0	4.2	12.5	4.2	29.2	25.0	12.5	12.5	0.0
平成25年	3.6	0.0	3.6	14.3	25.0	17.9	21.4	14.3	0.0
平成26年	3.0	0.0	3.0	12.1	39.4	9.1	9.1	24.2	0.0
平成27年	4.2	4.2	4.2	12.5	25.0	8.3	12.5	29.2	0.0
平成28年	0.0	0.0	5.4	27.0	35.1	13.5	5.4	13.5	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成24年	2.5	4.2	4.2	16.9	41.5	16.8	8.8	4.2	0.8
平成25年	3.3	3.5	6.4	11.0	36.7	19.3	11.6	7.0	1.3
平成26年	1.5	3.3	5.7	8.3	35.5	21.7	14.4	8.8	0.7
平成27年	2.6	5.0	5.4	16.1	32.8	14.8	13.9	8.3	1.1
平成28年	1.5	4.6	7.4	16.6	29.1	14.7	18.1	5.8	2.1

- 国内商品市場取引（通常取引）は、「10年以上」が増加し続けて40%台に達している。
- 国内商品市場取引（損失限定取引）は、6か月未満が増加し続けて過半に達している。
- 外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は、「1年以上3年未満」が中心となっている。

(4) 現在の業者と取引をしているきっかけ (通常 P.26、損失 P.77、外国 P.99、店頭 P.127)

①国内商品市場取引 (通常取引) (単位: %)

	電話勧誘	訪問勧誘	文書の送付	新聞等の広告	セミナー・講演 会等	友人・知人に勧め られて	インターネット 経由	自分から連絡	その他	不明
平成 24 年	24.7	13.7	1.1	9.4	4.1	6.0	18.7	11.0	5.3	5.7
平成 25 年	23.9	12.9	1.4	4.8	3.9	7.6	22.2	12.7	3.7	6.9
平成 26 年	23.1	13.6	0.9	5.0	4.4	7.1	23.1	13.3	5.1	4.5
平成 27 年	24.2	14.4	1.0	4.7	4.5	7.5	21.7	12.9	3.9	5.1
平成 28 年	24.6	15.3	1.3	4.9	5.1	7.5	22.4	10.7	4.4	4.1

②国内商品市場取引 (損失限定取引)

平成 24 年	56.8	35.4	3.6	1.6	5.2	1.6	1.0	1.0	1.6	2.6
平成 25 年	58.8	26.0	1.1	0.0	4.5	4.0	1.1	1.7	1.1	1.7
平成 26 年	55.6	24.1	2.3	0.8	6.0	3.8	1.5	1.5	0.0	4.5
平成 27 年	53.2	37.9	0.8	0.0	1.6	0.8	0.0	0.8	1.6	3.2
平成 28 年	50.6	36.3	0.6	0.0	1.2	3.6	0.6	2.4	3.0	1.8

③外国商品市場取引

平成 24 年	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	75.0	8.3	8.3	0.0
平成 25 年	3.6	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	64.3	14.3	7.1	7.1
平成 26 年	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	63.6	24.2	6.1	0.0
平成 27 年	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	66.7	20.8	4.2	0.0
平成 28 年	0.0	0.0	0.0	2.7	8.1	0.0	62.2	16.2	8.1	2.7

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	6.1	0.7	0.5	5.1	1.9	4.2	72.1	5.1	1.7	2.7
平成 25 年	5.9	0.6	0.2	2.8	0.4	5.7	71.6	7.7	1.8	3.5
平成 26 年	6.1	1.1	0.6	3.5	1.1	2.6	71.6	9.6	0.6	3.3
平成 27 年	2.2	1.3	0.2	3.3	1.7	3.3	73.9	8.0	2.0	4.1
平成 28 年	2.5	6.4	1.2	2.8	1.8	5.2	67.8	6.4	1.8	4.0

- 国内商品市場取引 (通常取引) は、「電話勧誘」、「インターネット経由」が概ね 20%台で推移している。
- 国内商品市場取引 (損失限定取引) は、「電話勧誘」が 50%台で、次いで「訪問勧誘」が多くなっている。
- 外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は、「インターネット経由」が 60%を超えている。

(4)ー2 国内商品市場取引（通常取引）を行った委託者の「現在の業者と取引をしているきっかけ」を注文方法別に分類（通常 P.26）（単位：％）

	電話勧誘	訪問勧誘	文書の送付	新聞等の広告	セミナー・講演会等	友人・知人に勧められて	インターネット経由	自分から連絡	その他	不明
平成 25 年	23.9	12.9	1.4	4.8	3.9	7.6	22.2	12.7	3.7	6.9
(ネット以外で注文)	35.0	19.1	2.4	4.9	5.6	6.8	3.2	12.1	4.5	6.5
(ネットで注文)	9.9	5.1	0.4	4.2	1.9	8.8	48.5	13.1	2.8	5.3
平成 26 年	23.1	13.6	0.9	5.0	4.4	7.1	23.1	13.3	5.1	4.5
(ネット以外で注文)	35.4	20.0	1.5	5.4	5.2	7.6	3.7	11.7	5.6	4.1
(ネットで注文)	10.4	7.1	0.2	4.6	3.3	6.6	44.4	15.3	4.4	3.7
平成 27 年	24.2	14.4	1.0	4.7	4.5	7.5	21.7	12.9	3.9	5.1
(ネット以外で注文)	35.6	22.0	1.4	5.2	5.2	7.7	1.1	13.3	4.0	4.4
(ネットで注文)	11.1	5.5	0.7	4.3	3.8	7.3	46.6	13.1	3.5	4.3
平成 28 年	24.6	15.3	1.3	4.9	5.1	7.5	22.4	10.7	4.4	4.1
(ネット以外で注文)	33.7	23.1	2.1	5.6	6.7	7.6	3.5	9.3	5.2	3.2
(ネットで注文)	12.9	5.9	0.4	3.9	3.0	7.5	46.9	12.3	3.1	4.1

(注) ネット以外とは、①自分から商品先物取引業者の店頭に行って注文した、②自分から商品先物取引業者（外務員）に連絡して注文した、③商品先物取引業者（外務員）から連絡、訪問当を受けて注文したもの。

ネットとは、ネット取引により注文したもの。

- 国内商品市場取引（通常取引）について、取引の注文方法の別でみると次のような違いがある。委託者の現在の業者と取引をしているきっかけについては、ネット以外で注文している人の 35%前後は「電話勧誘」であり、ネットで注文している人の 45%前後は「インターネット経由」である。

ネット以外で注文／ネットで注文

・電話勧誘	35%前後	／	10%前後
・訪問勧誘	20%前後	／	6%前後
・インターネット経由	2%前後	／	45%前後
・自分から連絡	11%前後	／	14%前後
・その他	32%前後	／	25%前後

(5) 商品先物取引を始めるにあたっての仕組みの理解

(通常 P.34、損失 P.80、外国 P.102、店頭 P.132)

①国内商品市場取引(通常取引)

(単位：%)

	十分理解した	ある程度理解した	ほとんど理解できなかった	まったく理解できなかった	不明
平成 24 年	27.2	64.9	5.9	0.4	1.6
平成 25 年	26.5	63.8	5.1	0.4	4.2
平成 26 年	27.4	64.6	5.1	0.5	2.4
平成 27 年	23.2	69.0	4.3	0.9	2.6
平成 28 年	27.1	64.7	5.9	0.5	1.7

②国内商品市場取引(損失限定取引)

平成 24 年	19.8	70.3	4.7	1.0	4.2
平成 25 年	19.8	70.1	6.2	1.1	2.8
平成 26 年	21.8	68.4	7.5	0.0	2.3
平成 27 年	15.3	70.2	12.1	0.8	1.6
平成 28 年	13.7	75.6	10.1	0.6	0.0

③外国商品市場取引

平成 24 年	25.0	66.7	0.0	0.0	8.3
平成 25 年	28.6	64.3	0.0	3.6	3.6
平成 26 年	51.1	45.5	3.0	0.0	0.0
平成 27 年	45.8	54.2	0.0	0.0	0.0
平成 28 年	32.4	59.5	8.1	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	33.3	57.5	4.9	1.4	2.9
平成 25 年	30.8	60.6	5.7	0.6	2.4
平成 26 年	30.2	62.6	4.4	0.9	1.8
平成 27 年	27.0	64.6	4.1	1.7	2.6
平成 28 年	24.2	60.7	11.7	0.9	2.5

- 国内商品市場取引(通常取引)、国内商品市場取引(損失限定取引)、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引のいずれも、「十分理解した」と「ある程度理解した」の合計が90%前後で推移している。

(6) 満足度（商品先物取引を経験したことに満足しているか）

（通常 P.65、損失 P.88、外国 P.110、店頭 P.159）

①国内商品市場取引（通常取引）

（単位：％）

	大いに満足	満足	どちらとも いえない	不満	大いに不満	不明
平成 24 年	7.6	26.2	39.8	9.4	13.7	3.3
平成 25 年	6.6	26.9	43.1	9.6	12.2	1.6
平成 26 年	7.3	30.7	41.0	9.4	9.5	2.2
平成 27 年	5.9	26.7	40.0	11.9	13.6	2.0
平成 28 年	6.5	30.6	41.0	9.7	11.2	1.0

②国内商品市場取引（損失限定取引）

平成 24 年	3.1	29.7	40.6	14.6	10.4	1.6
平成 25 年	1.1	19.2	49.7	16.4	11.3	2.3
平成 26 年	0.8	19.5	54.1	11.3	9.8	4.5
平成 27 年	0.0	8.9	41.1	23.4	25.8	0.8
平成 28 年	1.8	11.9	50.6	16.1	18.5	1.2

③外国商品市場取引

平成 24 年	45.8	25.0	16.7	12.5	0.0	0.0
平成 25 年	7.1	42.9	46.4	0.0	0.0	3.6
平成 26 年	30.3	24.2	30.3	6.1	6.1	3.0
平成 27 年	20.8	45.8	30.3	4.2	0.0	0.0
平成 28 年	18.9	40.5	35.1	2.7	2.7	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	23.4	41.3	25.7	4.2	3.7	1.7
平成 25 年	13.4	40.7	37.1	5.0	2.0	1.8
平成 26 年	11.6	41.6	37.0	4.6	4.6	0.6
平成 27 年	13.7	40.4	38.9	2.6	3.0	1.3
平成 28 年	11.7	40.8	39.0	4.0	3.1	1.5

- 国内商品市場取引（通常取引）は、「大いに満足」と「満足」の合計が 30%台であるのに対し、「大いに不満」と「不満」の合計も 20%前後となっている。
- 国内商品市場取引（損失限定取引）は、「大いに不満」と「不満」の合計が他の取引に比べて多くなっている。
- 外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引では、「大いに満足」と「満足」の合計が 50%を超え、「大いに不満」と「不満」の合計は 10%前後で推移している。

(6)ー2 国内商品市場取引（通常取引）を行った委託者の「満足度」を注文方法別に分類（通常 P.65）

（単位：％）

	大いに満足	満足	どちらとも いえない	不満	大いに不満	不明
平成 25 年	6.6	26.9	43.1	9.6	12.2	1.6
（ネット以外で注文）	2.8	20.3	46.1	12.7	17.3	0.8
（ネットで注文）	11.6	35.1	41.1	6.2	5.8	0.2
平成 26 年	7.3	30.7	41.0	9.4	9.5	2.2
（ネット以外で注文）	3.9	23.5	45.0	14.1	12.6	0.9
（ネットで注文）	10.8	39.4	38.4	4.6	5.6	1.2
平成 27 年	5.9	26.7	40.0	11.9	13.6	2.0
（ネット以外で注文）	3.8	18.0	39.9	16.5	20.6	1.3
（ネットで注文）	8.9	38.0	40.2	6.8	5.5	0.7
平成 28 年	6.5	30.6	41.0	9.7	11.2	1.0
（ネット以外で注文）	3.4	23.4	46.0	11.4	15.4	0.4
（ネットで注文）	10.5	40.0	35.5	7.6	6.3	0.1

- 国内商品市場取引（通常取引）について、取引の注文方法の別でみると次のような違いがある。委託者の満足度については、ネット以外で注文している人の 30%前後は「不満」又は「大いに不満」としており、ネットで注文している人の 50%前後は「大いに満足」又は「満足」としている。

ネット以外で注文／ネットで注文

- ・大いに満足 3%前後 / 10%前後
- ・満足 21%前後 / 40%前後
- ・どちらともいえない 44%前後 / 39%前後
- ・不満 14%前後 / 6%前後
- ・大いに不満 16%前後 / 5%前後

(7) 業者に対する評価（複数回答）（通常 P.39、損失 P.81、外国 P.104、店頭 P.137）

①国内商品市場取引（通常取引）（単位：％）

	外務員の説明・アドバイスが不十分	サービス・情報提供が不十分	態度が横柄	預託金や利益金の返還が遅い	担当外務員と連絡がとれないことが多い	特に不満はない	その他	不明
平成 24 年	14.9	14.2	3.4	2.6	2.4	62.8	13.2	2.7
平成 25 年	13.0	13.2	2.8	1.3	1.9	66.0	10.5	3.6
平成 26 年	12.8	16.0	1.4	0.9	2.0	65.2	9.3	3.6
平成 27 年	16.4	17.3	2.2	1.5	1.5	62.7	9.5	3.4
平成 28 年	14.3	16.0	1.7	2.0	1.7	63.6	10.2	2.9

②国内商品市場取引（損失限定取引）

平成 24 年	11.5	10.9	1.0	0.0	1.0	68.2	7.8	3.6
平成 25 年	18.6	19.8	1.7	1.1	3.4	59.3	11.3	4.5
平成 26 年	16.5	15.8	2.3	0.8	2.3	63.9	10.5	1.5
平成 27 年	27.4	21.0	4.8	3.2	4.8	43.5	16.1	3.2
平成 28 年	30.4	16.1	3.0	1.2	4.2	57.1	7.7	0.0

③外国商品市場取引

平成 24 年	8.3	12.5	4.2	4.2	0.0	66.7	8.3	8.3
平成 25 年	3.6	7.1	0.0	0.0	0.0	60.7	25.0	3.6
平成 26 年	0.0	9.1	0.0	6.1	3.0	75.8	12.1	3.0
平成 27 年	0.0	20.8	4.2	0.0	0.0	62.5	20.8	0.0
平成 28 年	2.7	5.4	0.0	0.0	2.7	75.7	21.6	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	4.1	5.6	1.7	3.6	1.0	73.9	9.8	4.4
平成 25 年	2.6	8.8	1.7	2.2	1.3	73.0	7.9	5.1
平成 26 年	3.7	7.6	0.7	2.0	1.1	73.5	9.6	4.8
平成 27 年	3.3	9.3	1.1	2.4	1.1	72.2	9.1	6.7
平成 28 年	4.3	10.4	0.9	2.5	1.5	74.2	5.5	6.7

- 国内商品市場取引（通常取引）と外国商品市場取引は「特に不満がない」が 60%以上、店頭商品デリバティブ取引は 70%以上で推移している。一方、国内商品市場取引（損失限定取引）は「特に不満がない」が平成 27 年に 43.5%まで減少したが、平成 28 年は 57.1%となっている。
- 不満の理由では、国内商品市場取引（通常取引）と国内商品市場取引（損失限定取引）とも「外務員の説明・アドバイスが不十分」と「サービス・情報提供が不十分」が多くなっている。

(8) 取引継続の意向 (通常 P.66、損失 P.88、外国 P.110、店頭 P.160)

①国内商品市場取引 (通常取引) (単位：%)

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不明
平成 24 年	54.9	16.3	24.6	4.1
平成 25 年	53.9	16.5	26.7	2.9
平成 26 年	59.2	12.9	25.4	2.4
平成 27 年	49.7	18.0	30.3	2.0
平成 28 年	58.4	13.9	26.4	1.4

②国内商品市場取引 (損失限定取引)

平成 24 年	31.8	26.0	40.6	1.6
平成 25 年	31.1	24.3	42.9	1.7
平成 26 年	30.1	19.5	47.4	3.0
平成 27 年	15.3	42.7	41.1	0.8
平成 28 年	20.8	33.3	45.2	0.6

③外国商品市場取引

平成 24 年	79.2	8.3	12.5	0.0
平成 25 年	75.0	0.0	21.4	3.6
平成 26 年	63.6	15.2	18.2	3.0
平成 27 年	95.8	4.2	0.0	0.0
平成 28 年	78.4	2.7	18.9	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	66.0	9.6	22.8	1.5
平成 25 年	64.2	8.1	25.9	1.8
平成 26 年	65.9	8.7	24.9	0.6
平成 27 年	65.7	7.8	24.3	2.2
平成 28 年	63.5	7.4	27.6	1.5

○ 国内商品市場取引 (通常取引) は「継続したい」が概ね 50% 台、外国商品市場取引は「継続したい」が概ね 70% 以上、店頭商品デリバティブ取引は「継続したい」が 60% 台で推移している。一方、国内商品市場取引 (損失限定取引) は「継続したい」が平成 27 年が 15.3%、平成 28 年も 20.8%にとどまっている。

(8)ー2 国内商品市場取引（通常取引）を行った委託者の「取引継続の意向」を注文方法別に分類（通常 P.66）（単位：％）

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不明
平成 25 年	53.9	16.5	26.7	2.9
(ネット以外で注文)	40.7	24.5	33.0	1.8
(ネットで注文)	71.8	7.1	19.6	1.6
平成 26 年	59.2	12.9	25.4	2.4
(ネット以外で注文)	47.6	19.1	31.7	1.7
(ネットで注文)	73.4	5.4	20.3	1.0
平成 27 年	49.7	18.0	30.3	2.0
(ネット以外で注文)	33.2	28.1	36.9	1.8
(ネットで注文)	69.8	6.3	23.3	0.7
平成 28 年	58.4	13.9	26.4	1.4
(ネット以外で注文)	44.2	20.6	34.3	1.0
(ネットで注文)	76.0	5.5	18.1	0.4

- 国内商品市場取引（通常取引）について、取引の注文方法の別でみると次のような違いがある。委託者の取引継続の意向については、「継続したい」としている人の割合は、ネット以外で注文している人で 40%前後、ネットで注文している人で 70%前後となっている。

ネット以外で注文／ネットで注文

- ・継続したい 40%前後 / 70%前後
- ・どちらともいえない 34%前後 / 20%前後
- ・止めたい 20%前後 / 6%前後

文責：登内

VI. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,636	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	4月	45	28	3,428	533	3,268	2,075	1,594	1
	5月	45	28	3,793	540	3,628	2,133	1,701	0
	6月	45	28	4,351	572	4,180	2,110	2,000	1
	7月	45	28	4,542	574	4,380	2,105	1,732	1
	8月	45	28	4,573	563	4,362	2,082	2,140	1
H29年度			20,686		19,818		9,167	4	
前年度 4～8月比			89.1%		91.7%		79.1%	80.0%	

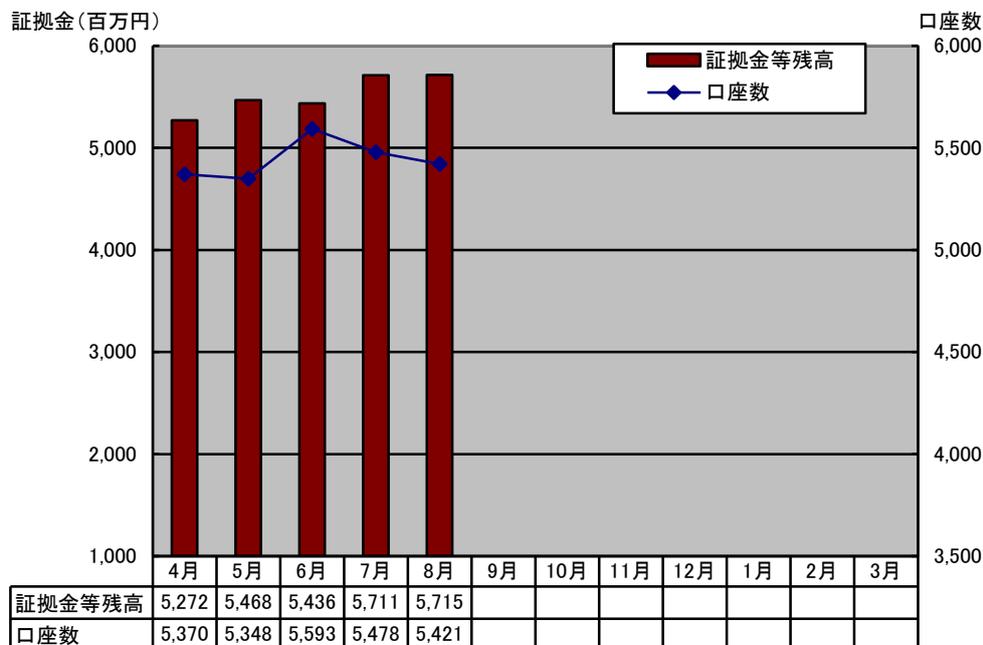
- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日(月末日)に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

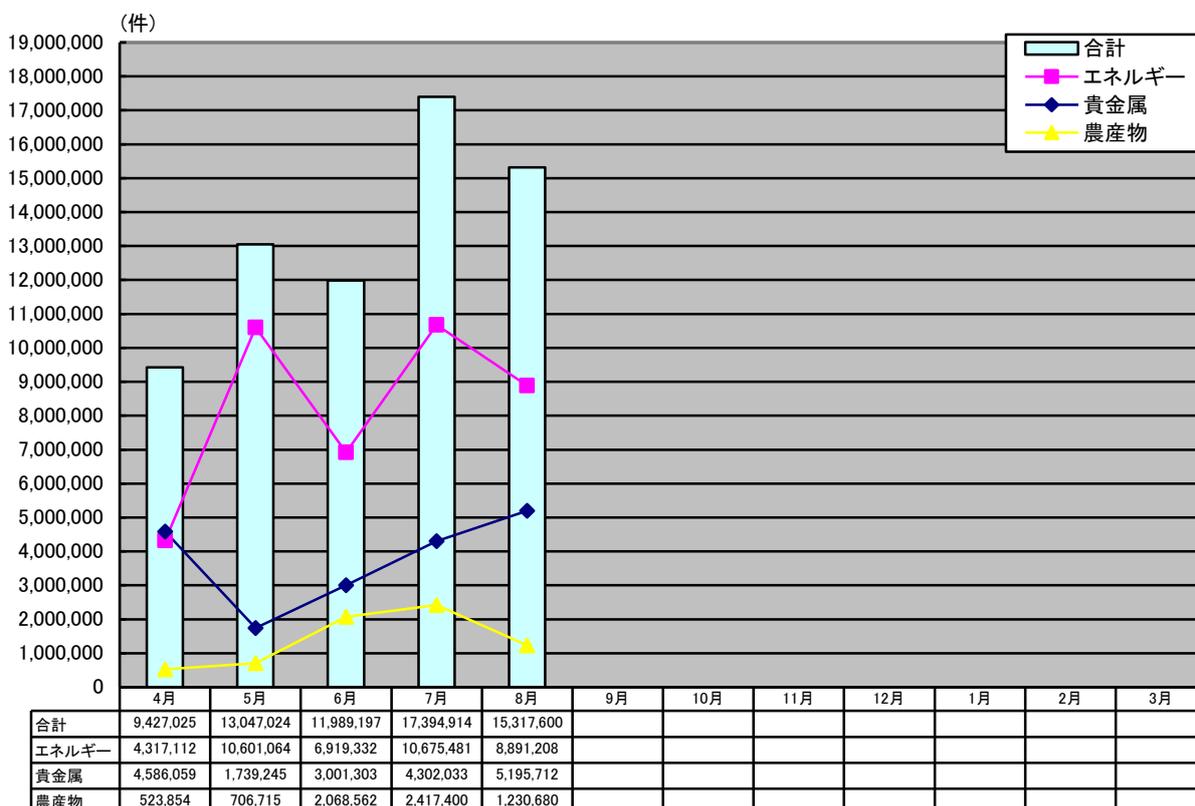
2. 店頭商品CFD取引の状況

本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに平成29年4月から8月までの統計を掲載しました。詳細なデータは本会Webサイトの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

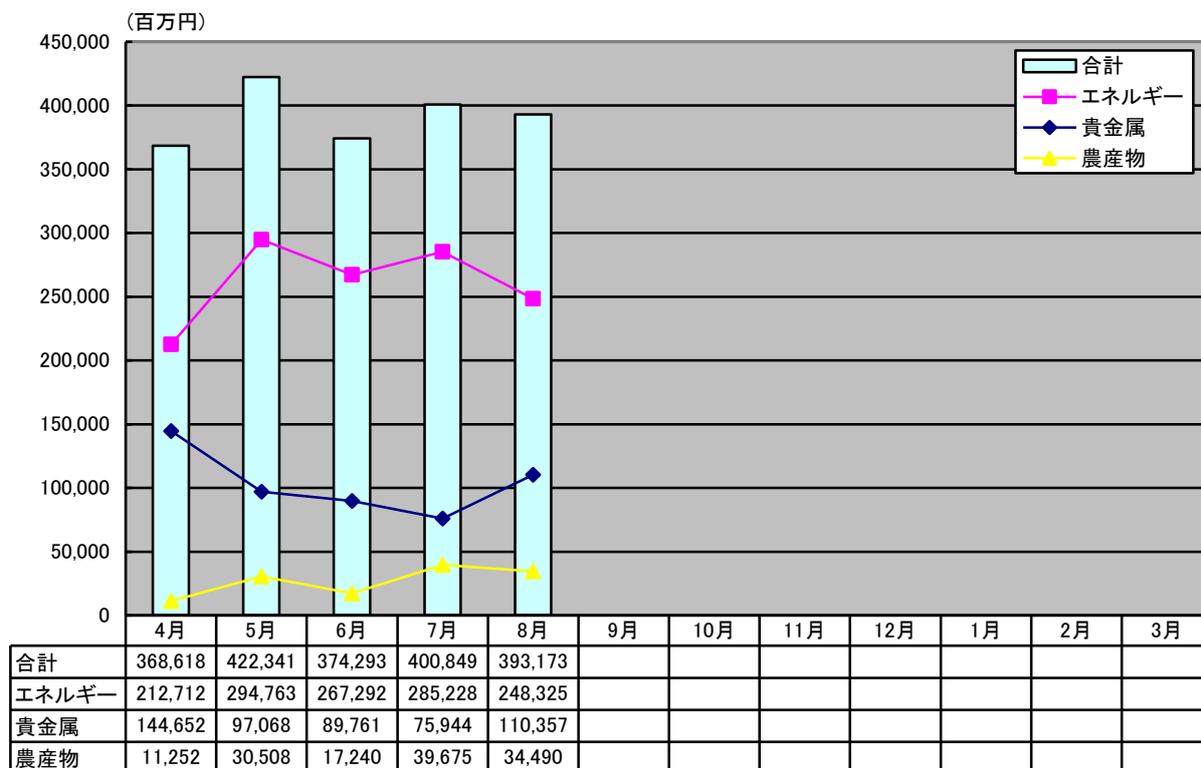
(1) 2017（平成29）年度 月末証拠金等残高と口座数



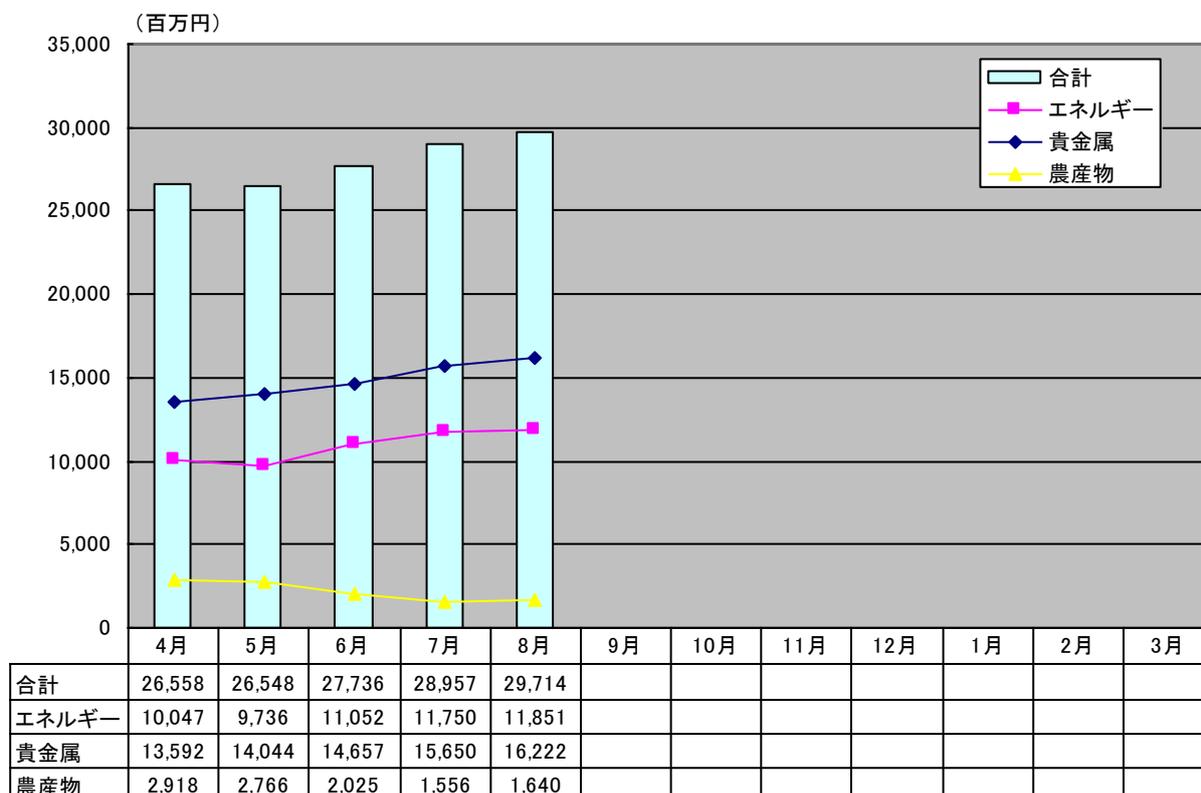
(2) 2017（平成29）年度 月間取引件数



(3) 2017（平成 29）年度 月間取引金額



(4) 2017（平成 29）年度 月末建玉残高



3. 平成 29 年度上半期の相談状況及び苦情・紛争処理状況

本会の相談センターでは、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成 29 年度上半期（4 月から 9 月まで）に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計しました。

詳細な月次、年次のデータは本会 Web サイトの資料・統計「[相談センターの業務状況](#)」をご覧ください。

○ 総括表

(単位：件)

		平成 29 年度 上半期	平成 28 年度 下半期	平成 28 年度 上半期
相談（問い合わせ）件数		153	155	170
苦情件数		4	2	4
紛争仲介件数		8	3	5
内訳	苦情から紛争仲介に移行したもの	(1)	(2)	(1)
	紛争仲介に直接申出されたもの	(7)	(1)	(4)

(1) 相談（問い合わせ）

(単位：件)

平成 29 年度上半期						合計
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
17	27	35	21	23	30	153

① 受付件数

相談受付件数は 153 件で、月間平均件数は 25.5 件でした。平成 28 年度上半期（170 件）からは 17 件の減少、平成 28 年度下半期（155 件）からは 2 件の減少となりました。

② 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が 25 件で最も多く、次いで「商品先物取引の仕組み、制度に関するもの」が 11 件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が 9 件、「勧誘に関するもの」が 7 件、「返還に関するもの」「インターネット取引に関するもの」「無許可・無登録業者に関するもの」がそれぞれ 5 件と続いています。

(2) 苦情

(単位：件)

平成 29 年度上半期						合計
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
1	0	0	0	1	2	4

① 受付件数

苦情受付件数は 4 件で、平成 28 年度上半期（4 件）と同数となり、月間平均件数が 1 件に満たない状況が 3 期続いています。（平成 28 年度下半期は 2 件）

② 申出事由

申出事由類型別にみると、「一任売買類型」が1件、残りの3件が商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」でした。この不当勧誘類型の内訳は2件が「断定的判断の提供」、1件が「その他」でした。

(3) 紛争仲介

(単位：件)

	平成29年度 上半期	平成28年度 上半期
申出件数	8	5
前年度(3月末時点)係属件数	3	7
終結件数	4	8
(解決)	(3)	(4)
(打切り)	(1)	(4)
(取下げ)	(0)	(0)
9月末時点係属件数	7	4

① 紛争仲介の申出件数

紛争事案の申出件数は8件で、平成28年度上半期(5件)より3件の増加となりました。

② 処理状況

終結件数は4件で、このうち解決が3件、打切りが1件となりました。

この結果、平成29年9月末現在の係属件数は7件となりました。(平成28年度9月末現在の係属件数は4件でした。)

(4) 苦情等(苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計)

(単位：件)

平成29年度上半期						合計
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1	0	1	1	1	7	11

① 受付件数

苦情等(苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計)の受付件数は11件で、月間平均件数は1.8件でした。平成28年度上半期(8件)より3件の増加となりました。

② 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が9件で最も多く、次いで「一任売買類型」と「過当売買類型」がそれぞれ1件でした。

文責：原田

4. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。4.～6.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～28 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 29 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	32,851	2,089	137	142	39	3	2,624	4	0	10,294	53	2	22,699	2,075	138
5 月	22,699	2,075	138	245	86	1	6,740	12	0	250	28	4	22,694	2,133	135
6 月	22,694	2,133	135	341	35	13	1,466	115	0	293	58	4	22,742	2,110	144
7 月	22,742	2,110	144	99	31	0	75	10	0	328	36	17	22,513	2,105	127
8 月	22,513	2,105	127	612	21	4	115	9	0	129	44	7	22,996	2,082	124
9 月	22,996	2,082	124	202	24	1	119	4	59	133	35	13	23,065	2,071	112

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 9 月 30 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	1	0
200 名以上 250 名未満	3	2
150 名以上 200 名未満	1	1
100 名以上 150 名未満	6	6
50 名以上 100 名未満	6	5
25 名以上 50 名未満	7	5
10 名以上 25 名未満	10	7
10 名未満	8	2
合 計	45	28
外務員総数(名)	22,953	2,071

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 20,699 名であり、全体の 90.2%となっている。

6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 9 月 30 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (103 名)
10 名未満	2
合 計	3
外務員総数(名)	112

7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京商品取引所](#)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](#)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](#) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
(株)日本商品清算機構 [統計資料等](#)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](#) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京商品取引所 ([先物・オプション入門](#))
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](#)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](#)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
〃（[産業界の皆様へ](#)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>